

## 第44回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

### 議事概要

#### 議題 「裁判員制度の広報の在り方について」

#### 1 開催日時

令和5年2月10日（金）午後1時30分から午後3時05分まで

#### 2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所第1会議室

#### 3 出席者等

##### (1) 地方裁判所委員会委員

芦田廣康、片野美紀子、片山信、作原大成、清水政秀、曾我寛人、高橋正明、  
武部雅充、西山育彦、長谷川浩二（50音順・敬称略）

##### (2) 裁判所（説明者）

石川貴司（刑事部総括裁判官）、樽本光弘（地方裁判所事務局長）、箕本純  
子（地方裁判所事務局総務課長）

##### (3) 庶務

箕本純子（地方裁判所事務局総務課長）、久保卓朗（地方裁判所事務局総務  
課課長補佐）

#### 4 議事概要

##### (1) 前回委員会で出された意見に対する検討、取組状況等

別紙「報告要旨」のとおり報告された。

##### (2) 裁判所からの説明等

裁判所から、裁判員制度についての説明を行った後、釧路地裁における広報  
の実情について説明を行った。

##### (3) 意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え、意見交換を行った（要旨は、別紙「発言要旨」のとおり。）。

(4) 次回開催日時及び議題

ア 開催日時

令和5年6月27日（火）午後1時30分から午後3時00分まで

イ 議題

刑事事件における通訳人の確保及び育成について

(別紙)

## 報 告 要 旨

前回（令和4年7月20日）開催の地方裁判所委員会において、「裁判手続のIT化について（民事裁判を中心に）」というテーマで、委員の皆様方から様々な御意見をいただいた。同委員会において、高齢者や障害者等への対応が必要である、通信状況によっては回線が途切れてしまうこともある、発言が聞き取りにくい場合があるなどといったデジタル化やウェブ会議ならではの課題はあるものの、実際に裁判所に行かなくても裁判に参加できて非常に良い、デモンストレーションを見ても想像よりスムーズに手続が進行しているなどといった御意見や御感想もいただいた。今後、裁判所のデジタル化は加速していくものと思われることから、引き続き、御指摘いただいた課題を一つずつ解決し、国民の皆様が利用しやすい裁判所となるように努めていきたい。

(別紙)

### 発 言 要 旨

委員長： まず、広報活動の手段の一つである釧路地方裁判所のウェブサイトについて、これを見たことがあるという委員がおられたら、感想をお伺いしたい。

委員： 今回の委員会に参加するに当たって、裁判所のウェブサイトを見てみたが、とてもつまらないというのが正直な感想だった。ウェブサイトでもSNSでも、また見てみたい、また覗いてみたいと思うような内容にしないと、一度見たらもう二度と見てもらえないと思う。18歳、19歳の若年層が裁判員に選ばれるということであれば、なおさら工夫が必要なのではないか。今後は、これまでのような紙での広報活動ではなく、ウェブ上での広報活動が主になると思うので、若年層に興味を持ってもらえるようなコンテンツが必要だと思う。

委員： 地裁委員としてウェブサイトに掲載された議事録を読み返す機会などがあるが、裁判所のウェブサイトは字が多いという印象を受けた。一方、広報活動の様子などは写真を付けて掲載しており、分かりやすく紹介しようという努力の跡が見えていると思う。

委員： 正直なところ、必要に迫られなければ、裁判所のウェブサイトを見ることはないかと思うし、また見るかと言われたら、興味がない人は見ないと思う。いろいろな人が見て楽しめるような内容にすることが重要だと思う。

委員長： 当庁で実施している冬休み子ども企画について、コロナ前、参集型で行っていた際には多くの方に参加していただいていたが、今年度はオンラインで実施したところ、参加者が非常に少ないという結果になった。コロナ禍における広報活動についての課題や問題点について、お気付きの点はあるか。

委員： 裁判所というのは堅いイメージがあり、裁判自体も身近なものではないと思うので、裁判所のイベントに率先して参加するという方はあまり多くないと思う。もっと根本的に、教育の現場に積極的に関わることで、若年層に意識付けしていく必要があるのではないか。

委員： 若年層に向けた出前講座を重点的に行っていくことが重要だと思う。参集型で広報活動をして、保護者の都合等もあり、参加者は限られてしまう。また、ウェブサイトをどんなに準備しても、そこまでアクセスできる環境がある子どもは少ないと思うし、環境が揃っていたとしても、あえて裁判所のウェブサイトを開こうとする子どもはいないのではないかと思う。一方、コロナ禍においても学校では授業が行われている。例えば、税務署が実施している税の出前講座は、扱う内容は非常に難しいものである一方、分かりやすい映像と説明で、最後には子どもたちが自分たちの身近な問題だと理解できるよう工夫されている。学校に出向いていく出前講座はベストだと思うので、裁判所もぜひ実施してもらいたい。

委員： Z o o mなどのウェブ会議と対面なら、対面の方がより効果があると思う。ウェブ会議のメリットは、遠方の人と繋がることができるという点なので、ウェブ会議による広報活動は、裁判所近くの学校よりも遠方の学校に対してPRするのがいいと思う。高校では、実社会の何かしらのテーマについて調べて考えるという「総合的な探究の時間」があるところ、高校の教員からは、人的ネットワークがなく、こういった組織に対してアプローチしたらいいか分からないという声を聴くので、高校の教員などにアプローチすれば、ニーズや広報活動の機会があるのではないかと思う。

委員長： 大学生などの若年層に裁判所のことを知らせたいと思うときには、どのような手段を利用するのが効果的か。

委員： 若い人たちはテレビを見ないし、新聞も読まず、インターネットがベースである。現在はフェイスブックをやっていない学生も多いので、ティックトックやインスタグラムなどで発信するのが一番良いのではないかと思う。

委員： 裁判に関するマンガやドラマ、映画など、若年層が自然に入っていけるツールがあると効果的だと思う。

委員： 司法制度改革が行われたが、そうした動きがあっても、想定より法学部の受験生が少なく、最近は法学部の人気も落ちていると聞いている。未来の裁判所や検察庁を担う若い人たちに裁判に興味を持ってもらうために、法曹の仕事についてアピールすることは大事だと思う。裁判所のウェブサイトには、法曹関係者が興味を持つような判例が掲載されているが、一般の方々にとっては、専門的な内容の判例よりも、例えば、刑事事件の否認事件でどうやって裁判官が考えて結論を出したのかという方が興味があると思うので、これまでの判例掲載の基準とは異なる、一般の方々にも興味を持ってもらえるような判決を適宜の方法で紹介するなどといったことも考えられると思う。

委員： 冬休み子ども企画の裁判官インタビューは魅力的で良い企画なのに、応募者が少なかったのはもったいなかったと思う。自分でウェブサイトから申込みをするのは敷居が高いと思うので、裁判所から積極的に学校に出向いていくのが良いと思う。将来の進路を考えている学生の中には、法曹の仕事に興味を持っている人もいると思うので、進路選択等の時期に高校に出向いて法曹の魅力を講義するのも良いと思うし、低学年の子どもたち向けに簡単な模擬裁判のような教材を使用して、授業の一環として裁判について分かりやすく説明する機会があれば先生も助かり、そこから口コミでどんどん出前講座の依頼が広がっていくのではないかと思う。裁判官へのインタビューというのはとても良い企画だと思うので、

これをもっと成果に繋げてもらいたい。

委員長： 釧路地裁は、日本で一番管轄面積が広く、経済圏が複数に分かれているという特徴があるが、それぞれの地域住民の方に、裁判員制度への理解や関心を持っていただくためには、どのような広報が考え得るか。

委員： 裁判員に選ばれることで、まとまった期間仕事ができなくなることに對する補償や、交通費や宿泊費などについて気になる方がいると思うので、金銭面について事前にお知らせすることは、遠隔地から裁判員裁判に参加される方にとってはハードルを下げることになるのではないかと思います。

委員： 裁判員裁判が始まる時は、裁判所も検察庁も熱心に広報を行っていたし、新しい制度が始まるという不安や期待もあり、地方の企業、団体からも多く声が掛かって各地に説明に行っていたが、実際に始まってみると一般の方々にとっては、考えていたよりもあまり関わる機会がないことから、興味が薄れ始めていると思う。裁判員制度だけでなく、調停制度や成年後見制度なども同じだが、裁判所側からどんどん声を掛けて出向いていき、関心を持ってもらうことが大事だと思う。裁判所は人と人の調整をすることを業務としており、誰しも興味があるところだと思うので、待つのではなく、積極的な広報が合うのではないかと思います。とはいえ、釧路地裁は管轄区域が広く、出向いていくとなると人員にも限りがあるので、ウェブ会議などをうまく活用できれば良いのではないかと思います。

委員： 私の所属する団体でも裁判員候補者に選ばれた方がいて、非常に不安がっていたが、やりたいと思ってできる制度ではないし、もしかしたら自分の人生に新しい発見がある可能性もあるので、大変だけれども得るものがあるかもしれないよと後押ししたことがある。一般の方にとっては、裁判所までの距離の遠さより、心理的な負担の方が大きいと思うの

で、裁判員として参加する意義などを説明してもらい、心理的な負担を解消してもらうことも重要かもしれない。

委員長： 裁判員制度が始まって十数年が経過したところだが、改めて裁判員制度に関心を持ってもらうためにはどのような方法が考え得るか。

委員： 裁判員が18歳から選ばれるようになった今こそチャンスかなと思うので、これを逃さない手はないと思うが、18歳や19歳でも対等にくじで選ばれるのか。それとも事件によっては若年層を除外することがあるのか。

説明者： 辞退等を経た後、候補者の中からくじで選ばれるので、事件種別などで区別されたり除外するということはない。若年層の方も、人生経験が豊かな方も、裁判の仕事をするという意味では経験が少ないのは同じだと思うし、事件の内容は検察官が分かりやすく説明してくれるので、それを理解して意見をしてもらえれば、年齢に関係なく一緒に仕事をさせていただけると思う。

委員： 裁判員に選ばれる前は6割くらいがやりたくないと言っていたのに、実際に裁判員として参加すると97パーセントが良い経験と感じたと言っているのは非常に大きなことなので、ここを大々的に広報していくべきだと思う。とはいえ、やってみたいと思っても自分から裁判員になることはできない制度なので、その代わりに、模擬裁判を開催し、裁判員役となって裁判員裁判を経験してもらうのが良いのではないか。模擬裁判であれば参加者にとってもハードルが低いと思うので、そのような企画を行って、様々な方に裁判員役を体験してもらえれば、裁判所や裁判員制度を知ってもらう良いきっかけになると思う。